

令和2年門審第20号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を2箇月停止する。

受審人aを懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和元年6月23日15時15分

福岡湾西部

2 船舶の要目

船種船名	水上オートバイA	水上オートバイB
総トン数	0.2トン	0.1トン
登録長	2.89メートル	2.66メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	95キロワット	88キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、令和元年6月23日15時00分福岡市西区所在の福岡市海づり公園（以下「海づり公園」という。）北西方の砂浜（以下「公園沖砂浜」という。）を、b受審人が乗り組むB及び知人が乗り組む水上オートバイ（以下「知人艇」という。）と共に発した。

a受審人は、公園沖砂浜の東方約300メートル沖合を遊走したのち、同砂浜に戻ることにし、15時14分半僅か前唐泊港第1防波堤灯台から178度（真方位、以下同じ。）1,250メートルの地点にあたる、海づり公園の第2釣台北端（以下「基点」という。）から277度325メートルの地点で、針路を240度に定め、毎時2.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、定針時に右舷方約220メートルに認めたBの動静を監視しながら続航し、15時15分僅か前基点から275.5度338メートルの地点に達したとき、自船の前路を約13メートル隔てて無難に航過する態勢であったBが、右舷船首76度21メートルのところで左転して自船の前路に進出したことを認め、操縦ハンドルを左一杯としたものの、効なく、15時15分基点から275度340メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷中央

部にBの船首部が前方から88度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力4の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、後部座席に同乗者1人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.3メートルの喫水をもって、同日15時00分公園沖砂浜を、A及び知人艇と共に発した。

b受審人は、公園沖砂浜の東方沖合で遊走中、左舷船首方約220メートルに認めたAの船首方を航過して海づり公園に向かうつもりで、15時14分半僅か過ぎ基点から303度450メートルの地点で、針路を173度に定め、毎時30.0キロメートルの速力で進行した。

b受審人は、右舷船首方に認めた知人艇が自船に接近して水しぶきを掛けないか気になったので、知人艇を注視しながら操縦を続け、15時15分僅か前基点から277.5度355メートルの地点に達したとき、左舷船首37度21メートルのところにAを視認することができ、そのままの針路及び速力を保てば同船の前路を無難に航過する態勢であったが、知人艇の動向に気をとられ、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、針路を140度に転じ、毎時25.0キロメートルの速力として同船の前路に進出した。

b受審人は、同乗者に肩を叩かれて船首至近のAに気付き、操縦ハンドルを右一杯としたものの、及ばず、Bは、船首が148度を向いたとき、同じ速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部外板に凹損を伴う擦過傷を生じたが、のち修理され、Bは、船首部外板に擦過傷等を生じ、a受審人が約1週間の加療を要する右膝関節打撲傷、右胸部打撲傷及び頭部打撲傷を、

Aの同乗者がびまん性軸索損傷、高次脳機能障害等をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、福岡湾西部において発生したものであるが、同海域には港則法や海上交通安全法が適用されないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

事実の経過で示したとおり、BがAの前路を約13メートル隔てて航過する態勢で、両船が互いに進行中、両船間の距離が21メートルとなる衝突の僅か前、Bが左転してAの前路に向かう態勢となったもので、両船に定型的航法を適用するための時間的、距離的な余裕があったとは認められないことから、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条を適用し、船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、福岡湾西部において、Bが、動静監視不十分で、無難に航過する態勢のAの前路に進出したことによって発生したものである。

b受審人は、福岡湾西部において、海づり公園に向けて遊走する場合、左舷船首方に認めたAの船首方を航過するつもりだったのだから、同船と著しく接近することのないよう、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、知人艇の動向に気をとられ、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、左転して無難に航過する態勢であったAの前路に進出し、同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a受審人及びAの同乗者をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を2箇

月停止する。

a 受審人の行為は，本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年3月25日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 前 田 昭 広

審判官 濱 田 真 人

審判官 福 島 正 人